

個人住民税の特別徴収について

住民税の特別徴収とは、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。地方税法及び黒石市税条例により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は原則、特別徴収をしていただく必要があります。普通徴収とする場合は給与支払報告書提出の際、仕切り紙②「個人住民税普通徴収への切替理由書」の提出と、「給与支払報告書（個人別明細書）」に切替理由区分の記入が必要となります。御理解と御協力をお願いします。

■普通徴収への切替理由に該当する場合のみ、普通徴収とすることができます。

●切替理由について

- A…退職者、5月末までの退職予定者、死亡者
※退職後に再雇用する人（引き続き給与の支給がある人）は該当しません。（例：雇用契約の更新等）
- B…従業員が2か所以上で働いており、他の事業所が主な勤務先の場合
- C…繁忙期だけの雇用、半年ごとの支払い等で、給与の支払いが毎月ではない場合（休職中の人も含みます。）
- D…事業専従者（個人事業主で給与の支払いが不定期）

●切替理由にあてはまらない次のような場合は、普通徴収とすることはできません。

- ・パート・アルバイト従業員という理由
- ・従業員の個人的な希望
- ・事務の増加や経理担当者がいない など

<提出時の留意点>

1. 別紙の仕切り紙②「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出する際に、普通徴収とする方がいる場合に使用するものです。
2. 「個人住民税普通徴収への切替理由書」の理由区分A～Dの人数欄に該当する人数を記入し、その合計人数と「給与支払報告書（個人別明細書）」の提出人数が一致するか確認してください。

3. 普通徴収への切替理由に該当する方の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に、『普通徴収 理由A』等のように記入してください。

	1150,000		80,000		15,000			
(摘要)	普通徴収 理由A (令和6年3月31日退職予定)							
生命保険料の	新生命保険料	円	旧生命保険料	円	介護医療保	円	新個人年金	円

■電子申告で提出する場合

電子申告で給与支払報告書を提出する際は、普通徴収とする方がいる場合でも、仕切り紙②「個人住民税普通徴収への切替理由書」の提出は不要ですが、必ず「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に普通徴収とする理由区分等を入力の上、普通徴収を選択して提出してください。

☆個人別明細書の摘要欄に切替理由区分の記入がない場合、特別徴収とさせていただくことがありますので、切替理由区分の記入漏れがないよう御注意ください。